

受刑者の法的地位（五）-元刑務官に聞く（上）-

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2009-02-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 菊田, 幸一 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/1413

【資料】

受刑者の法的地位(五)

——元刑務官に聞く(上)——

菊 田 幸 一

—— 刑務官としての在職は何年になるんですか。

成田 二七年です。

—— その二七年間の思い出話を兼ねてね、まず、一般の会社員と違ってどのような苦労がありましたか。

成田 この二七年間というのは、すごく大きく流れが変わりましたね。

—— それでは、この十年間ぐらいの話でいいですよ。このやめる十年ぐらいのね。

食事について

成田 この十年の間に、ご飯に関して言うとな、予算が五割増しぐらいになりましたね。

—— 人件費を別にしてですか。

成田 はい。

—— 何に使っているのですか。

成田 食事にです。

—— 受刑者の食費というのは、一日いくらと決まっているのではないのですか。

成田 あれでは、使いきれないです。

—— それはどういう意味ですか。

成田 カロリー計算しますよね。そうすると予算が余ってしまふんです。そうしないと、食事というのは、どうしても栄養過多になってしまいますね。材料費だけですから、五百円でしょう。ざっと五百円でしょう。一食でね。一般の家庭では、どれくらい使いますか。食材だけでせいぜい一人千円でしょ、一日にね。月に三万かそこらでしょ。

—— そういう話は、私は知らなかったけど、白書によると、一日一食五百円なら五百円で出ているわけですね。だから、全国の刑務所がその金額で同じだと思つているのですけど。その食事の内容は刑務所によって随分違つていふことですか。

成田 多少違つていますね。地域地域の物価指数によって、多少の程度じゃないんですかね。

—— いや、それは例えば、府中は食事がいいとかね。それに比べて、長野は食事が悪いかね。

成田 それは、物の調達状況のためでしょう。市場が豊かで、食物が安く手に入るから。

—— だけど、なぜ府中がそんなに良くて長野がそんなに悪いのか。

成田 長野が悪いということはないですよ。

—— 受刑者の話では、最低だということですが。ただね、全般に食事に関する不満みたいなのは少なくなつていますよね。

成田 監獄法に情願という制度がありますよね。あの中の申し立ての件数の中で、昔は食事のこと医療のこと、そういう生活に直結するものが随分あつた。

—— だから、そんなに良ければ、例えば府中で経験してきた者が長野に行つて、そんなに不平を言うわけないんですがね。なんでそんなに不平が出てくるのかな。

—— ですから。先程言われたように、刑務所の方の調達だとかメニューだとか……

成田 具体的にはどうなですか。

—— 府中あたりはメニューは豊富みたいですね。刺身みたいなものも出るし、そばだとか、ラーメンだとか、メニューが非常に豊富みたいですね。栃木の女子刑務所なんか、かなり悪いみたいな不満を聞きましたけどね。ただ、そういったことは、いろいろな品物が集ま

りやすい地域だとか、集まりにくい地域だとか：

— だから、長野は東京に比べれば物価は安いはずだし。

成田 その長野が悪いというのは全く信じられないですね。

私は長野で用度課長をやっていました。

— たとえば、さつま芋の天ぷらが多いとか、さつま芋の副食が多いとか：ただし、収容者の数が多ければ多いほど、安く材料を仕入れることができるという問題もありますよね。

成田 基本的に、良い悪いの判断が、どの程度良くて、どの程度悪いのかが分からないですね。

— いや、メチャメチャ悪いというのがいてね。

成田 釈放時の感想録なんかを書かせるんですけども、食事についての不平不満というのは出てこなかったで

すよ。満期と仮釈と半々ぐらいいるんですけども、仮釈の方はちよつといいことを書くというきらいがある。

満期の方は参考になるんですけど。その方には出てこなかった。寒さからくるものと関係ないですか。例えば、冬に冷めたものになってしまったとか。

— それはそうだ。調理の仕方みたいなものにも問題があるような感じがしますよね。グチャグチャした煮物

みたいなものが多いとか。今日は何が出るか、明日は

何が出るか、大体順繰り一週間のメニューがほとんど

決まっているというじゃないですか。

成田 一カ月分が決まっていますよ。

— 一カ月分のメニューみたいなものがありますからね。大体、東京近辺はかなり良いみたいです。だから、理由としては分かりますが：。

成田 だから、良いとか悪いとかではなくて、例えばこう

いうのが出ますとか、刺身は出ているし、ラーメンもやっているし、カレーとかは人気があるんですよ。十日に一度ぐらいい出すようにしますからね。果物も必ず出しているから。果物は長野だけではないのかなと思いますけど。よそはあまり出してませんよね。

— それはまあ、多少オーバーに言う人もいますからね。

刑務所の予算

— それとついでに聞きたいのは、岐阜だったかな。水道の水を、顔を洗うのからうがいするのにも、ものすごくうるさく言われてね、節水やらされたりね。だけ

ども、実際には水道の水ではなくて、池から掘り出しているのだと。だから全然関係ないのだと。

成田 電気代がありますよね。

—— 電気代はあるけどね、今までは水道で使えたのを、掘り出すような井戸になったというようなことで、そんな細かい水のことでもガタガタ言うのかと。そういうことで予算が随分余るわけだと。で、その余るような予算というものがどこへいつてしまふのかなと、受刑者が不満を言っているんだよね。

成田 それは全部、使途が決められていますから。収入と

して、収容者のためにお金が使われていますよ。

—— 収容費というので、細かい項目については施設ごとの自由判断に任されるわけだ。

成田 一応、積算はありますね。例えば、建物の構造だとか、床面積だとか、照明の面積だとか、それから人員等々によって、電気代とか水道代が年間どれぐらいかかるのか。

これには実績が出ていますから。それはそれとして、節約をすれば節約したで、そのお金はよそで使いますから。例えば、時間外のクラブ活動にワープロ教室で

も開こうかといったときは、そういう財源を充てます。そういうものがないと、いわゆる政策的な経費がないんです。だから光熱、水道、これしかないんです。対象は。それで、よく積算資料とかいうのをやりますよね。例えば、事務所で一人どれぐらいかかるのか、経費どれぐらいかかるのか、資料がありますよね。あれに比べると刑務所というのは、三倍か四倍使っているんですよ。ま、一二四時間いますけれども。ですから、家庭と事務所の分を全部合わせた比較の数字をみても刑務所は何倍も使っているんですよ。

東京あたりだと上下で取られてしまいますから。上水・下水、これは本当に信じられないぐらいの金額です。ちよつと漏水があつて見つからないと、何百万円出てしまいますから。そうすると、収容者のために使える経費、例えば、舎房の中に備えるテレビだとか、そういった備品の経費が全部吸い取られてしまうんです。

懲罰としての罰金

——それと、もう一つ聞いておきたいことは、これは監獄規則にもあるのだけれども、懲罰の中で領置金の没収というのかな、罰金……

成田 領置金ではなく作業賞与金です。

——作業賞与金から罰金を取るができるでしょ。あれは、いくら取るというのは規則で決めているわけですか。

成田 決めてないですね。

——所内で決めるわけですか。裁量権みたいなものですか。成田 例えば、加罰の基準みたいなものはそれぞれの施設であると思うんですけれども、むやみやたらには取つてないと思うんですね。例えば、定役の義務がありますね、それで作業をさばったとか怠業したとか、そういったものは取るかも知れませんが。例えば、暴言だとか放棄だとか、反抗したからといって軽屏禁と合わせて作業賞与金から罰金をとって併科するといったことはまずないと思います。

——一回目は軽屏禁だけで、二回目から罰金取るという、そういうことをやっている所はあるのですか。

成田 内容によりけりですね。

——罰金と軽屏禁の併合というのもの、かなり聞きますね。

成田 例えば、器物損壊だとかありますよね。工場の作業の備品をやったとかね。そういうのは多少あるかもわかりませんね。

——倉房の中で毛布を敷いて寝たりとか、そういったことで罰金か何か取られたようなケースは聞いていますけれど。

成田 それから、例えば、明日あさつてが釈放になっちゃうとか、そういうときはあります。

——ああ、軽屏禁できないから。少ない額で五百円。これまで聞いた最高で二千円ぐらいという例があつて、それと全額没収のケースもありましたね。全額といいますが、四、五千円ぐらいなんです。それは、賞与金として持っている金の全部。全部ですね。なかには、最初一応、罰金になったんだけど、罰金として払う賞与金がなかったんで、軽屏禁に行ってしまったというケースも聞いています。

府中あたりになると、一番多いみたいですね。なかには、そういった罰金が行われてない刑務所もありましたね。その辺は結構、各施設によってちがうようですね。そういう罰金というのは、どうするのですかね、集めた金は。

成田 あれは名目だけです。名目だけというのは、作業賞与金というのは釈放時に交付するお金ですから。計算されないだけになってしまふのです。だから、ほんらいAという者に釈放のとき一万円やる予定だったけれども、途中で千円減額されたから、九千円だけ払います。この千円というのはどこへいくかというと、いかないのです。関係ないのです。

—— キャッシュが動くわけではないんですね。

成田 予算が初めから、それだけつかないだけの話なんです。

刑務官への動機

—— 刑務官になった動機は何ですか。

成田 それは難しい質問です。私の場合は特殊なんですよ。父親がこの仕事をしてました。私が生まれたときは、父

親は沖縄に戦争に行っちゃって、帰ってきてても当時仕事がなかったんですね、刑務官しか。で、若いうちから転勤で、私もその中で生まれて、父親の仕事だけは継ぎたくないなと。というのは、小学校も中学校も高校も転校してますからね。とあってたんですけれども、大学浪人していたとき親が死にましてね、当時、父親の祖父と母と弟がいたものですから。転勤生活をしていたものだから家がないんです。刑務官になればそれは官舎に住める、ということになったんですね。私は学校の先生になろうと思って浪人してたんです。まあ、それだけです。

—— 刑務官になる人には、お父さんとか、お爺さんとかがやっていて、三代目だとかが多いですね。

成田 今は経済状態が良くなりましたから、それはないと思いますけれどね。地方なんかへ行くと就職の場がないですよ。

—— そういった問題もあるでしょうね。

成田 今おっしゃった、地方の話なんていうのは、三代も四代もおりますものね。

—— 実はですね。網走刑務所についてですね、東京で警官

から刑務官になった人がおりました、すぐに網走刑務所に行つたんです。そしたら、皆地元根付いたような刑務官ばかりで、なかなか馴染むのが大変だったという話を聞いたことがありますね。お爺さんぐらゐの代からずっと刑務官だったんですよ。

成田 この人の悪口を言つたら親戚だったりして、ということがあるんですね。すぐに村八分にされてしまふようなことがあつたりして、なかなかきつかつたということですよ。

刑務官の場合だと、官舎は一応保障されるし、服も支給され、食事も刑務所内で食堂で比較的安いわけですよ。

成田 経済的にはどうですかね。そんなに魅力とはなつてないと思えますよ。

— そうですか。ただね、今はこういった不況の時代でしよ。で、民間の一流企業に入つたつていつ首になるかわからないような時代だから。

成田 どうなんでしょ。これからあとは、同じ国家公務員の試験でも、例えば、刑務官だとか皇宮警察官だとか、という特別な試験がありますでしょ。ああいうのがや

さしいかもわからないですね。入りやすいかもわからないですね。

— もっとも昔は、所長の裁量で臨時採用なんてのありましたからね。昔でなくなつて、つい最近までね。そんな正式の試験でなくなつてね。

成田 何人かありますね。一応、人事院が認めてくれる範囲の中でありましたけど、微々たるものです。

— 社会的な使命に燃えて入るといふ人も少なくないですよ。

成田 女子の施設は多いです。実は、この間、話をしたんですけど、栃木なんかの女子の施設はそういう人たちがほとんどですよ。あそこは、親子二代なんていう人は、まずいけません。ただ入つてみて夢砕けて、いい職員に限つて途中で挫折なつてしますね。

— そういつたケースはよく聞くんですよ。社会的な使命をもつて、情熱に燃えて入つた、そういった良心的な人間ほどね、なかなか中に入つてみると、現実と理想と違ふということで、ギャップに悩んでしまつて辞めてしまふ人が多い。

成田 収容者と一緒じゃないですけどね。収容者はまだそ

の期間いなくてはいけないけれども、その間それを管理する職員も、やはり間違いの起こらないように管理をするわけだから、裁量がまったくきかないんですよ。例えば、個人的に色々な助言をしてあげたいと思っても、そういうことが認められない世界なんです。これは過去にいろいろな事故事例があるので、そういう事故が一つ起こるとまた縛るといふことで、どんどん厳しくなっていくんです。

—— 部内で進級試験があるでしょ。あれで上へあがれば、初等とか中等とか研修、中央研修、中央研修を受ければ幹部候補になるけど、そういうルートに乗っていく人と、ずっと現場にいて、あまり転動したくないから、試験を受ける受けないは自由なんです。

成田 そうです。

—— だから、受けないですつと長くいる人もいるわけですね。そういうので、かなり意識が違ってくるのではないですか。

成田 まあ全然違うでしょうね。あと、地域的なものもありますよね。都会の施設に入っている人の構成、職員構成は全国から集まってくる。関西方面は九州方面か

ら沢山集まってくる。ところが、北海道とか沖縄とかいうと、そういう地元の職員がほとんどなんです。上にいく意識がどれぐらいあるかというのと、何パーセントありますか、試験を受ける人たちが。ほんのわずかですね。数パーセントあるかないかです。

—— わざわざ受けないのですか。

成田 受けないです。受けられない状況になっているかもわかりませんね。例えば、結婚をしました、子どもも学校に行きだしましたとかね。幹部をみますから。幹部は二年おきぐらいにしょっちゅう転動しますから。そういうことをしたくないと。

成田 たぶんそうではないかなと思いますけど。

研修所

—— 刑務官の研修所では、どういった研修をやるのですか。まず入りましたら、初等科研修があるんですよ。これは全員行くんですよ。中央研修に約三カ月、実務修習で半年ぐらいのカリキュラムかな。これは憲法と国

家公務員法、監獄法、人権に関する規則。これは全員

受けます。このあと、今先生がおっしゃった、いわゆるブロック、ブロックの研修所と中央の全国レベルの研修とがあります。ブロックが中間管理職、その上が所長までいける可能性のある研修なんです。警察みたいに、階級あがることの試験とか、そういうのはいないです。

—— 受刑者になめられないようにするにはどうしたらいいか、そういったような講義をするということも刑務官の方からうかがったことがあるんですけども。

成田 それは、たぶん施設単位の研修だと思えます。たとえば、府中の刑務所の職員と黒羽の職員とは、これはぜんぜん違いますからね、入ってくる者が違いますから。いわば、小学校と高校みたいなものですから。それと、職員は十八で入りますけれども、中に入っている人たちはもって入っていますからね。若い人というのは、なめられたらいけないという気持ちですが、まず最初はありますからね。

—— 私も、関東研修所で教官をやっていたことがある。青山です。

成田 ああ青山のときですか。もう六二年に中野に変わり

ました。

—— この前、明大で集会がありましたね。そのとき、弁護士の方がおりましたね。ずっと獄中の問題にかかわってきて、東京拘置所の二十代後半の刑務官の人から悩み事の相談があったんですよ。その若い刑務官の方が訴える問題というのが、大学の法学部を出て刑務官になったのだけれども、あまりにもレベルが低いので参ってしまったことを言っているんですよ。若い刑務官の人が勉強もしないし、ほとんどマンガの本を読んでいるようなレベルで、規則規則で自分たちも縛られているだけで、非常に無味乾燥な世界でね、いやになっちゃったという悩みだったんですけども。どうでしょうか。

成田 わかりますね。

—— 現実というのは、そういったものなんですか。

成田 ほとんどそのままだと思います。とくに拘置所あたりになると、処遇というのがないですよ。いわば警備と、身柄の確保という意味で自殺の防止だとか、そういう関係だけですからね。

—— まだ若かったので、先輩からは、いかに入っている

人間を疑うかというね、そういったような指導をされたこともショックだったみたいですね。今、刑務官は若い人が増えていきますよね。大学を出て、すぐに刑務官になる人が多いですよ。一方、B級なんかの刑務所に入っている人は、相当人生のすさんだ裏街道を歩んだような人が多いですよ。社会体験の未熟な若い刑務官に、一般市民の人がなかなか想像できないような人生を歩んできた人の処遇ができないように思うのです。もつと社会体験だとか、人生体験が豊かな人を、中途採用でもよいですから、採るようにしなければ、刑務所の処遇は変わっていくかのように思います。若い人が来てくれることはよいけれども、上に立つ人がちゃんとした人間がいればよいのだけでも、いないのですから。むしろ、若い人を失望させるような管理体制を作っているから、若い人を活かせない。そうした教育の場がないように思います。ちゃんと研修はしているようにだけでも、研修自体が官僚的になつていくわけでしょう。

成田 研修と実務は別です。入試試験には、学問的なことを書きます。例えば、人権擁護が一番だよとか、収容

者の処遇にはこれが一番だよといったことを書きますけれども、実務は違うよというのが実態です。これはどこでも同じだと思いますが。

—— やっぱり話を聞いていると、管理部長だとか総務部長が、だれが来るかによって刑務所の空気がガラツと違うというのだけでも。

成田 管理部長ですよ。相当な力を持っているのは。ガラツと変わるの、まず所長ですよ。

—— どういうふうに変わりますか。

成田 いろいろ変わります。所長というのは二年ぐらいしかいないでしょ。それでも変わるの。

成田 変わります。

—— 変わらない人は変わらないの。

成田 変わらない人は変わらないんですが、変わらない人が来たときは下が変えます。部長とか課長が。

たとえば、Aという刑務所長がいなくなつてBがきたときに、Aさんがやった仕事というのは、コロツと変えてしまう。だからいけないんですね。自分の天下になつてしまう、その所長の。

—— そんなに所長が変えられるものですか。

成田 変えられますね。形式的には、巡閲だ監察だという制度はあるんですけども、それは形式的になってしまいますね。せいぜい二、三しか調べないですからね。

たとえば、つまらない話ですけども、桜の咲く時期に構内の桜の木の下で皆出して花見をやろうと、ある所長さんがそうやっていた。酒が飲めないのは当然ですけど、次の所長に変わりました。それで、あんなのはけしからんと、やめてしまいました。

—— 例えば逆にね、所長は二年で変わっていくんだから、現場はそれとは関係なしにやれないですね。第一線の刑務官は変わらないわけだから。

成田 でも、じつと型のはまった命令系統ですから。昨日までよしとしたことを今日はだめといったら、百八十八度変わりますから。変えざるを得ない。

—— 私も、刑務所を出たり入ったりしているような人間と、ずっと付き合っているのです。そういう人と付き合っていくのは、ものすごく大変ですよ。それは、刑務所という所は、やくざもいるし、怖いものもあるから、弱いところを見せたらつけこまれるから、大変な

仕事でしょう。集団生活ですから、規律は厳しくてもよいと思うのですが、基本的な人間の大事さというものを忘れた処遇というのは、反発をくうだけではないでしょうか。

成田 私は、管理者の立場だったわけですけども、厳しいところはよいと思います。いじめもなくなるでしょうし。今の夜間独居も全員がというわけにはいきませんから、多いところでは五人、一〇人が一緒に一部屋に暮らしますから、弱い者だけが、便所掃除をやらされたら、便所の側に寝かされたりと、そういうことがあって、いろいろあるのですけれども、最低、ああいうところに入っていて、一番心配のタネというのは、外部交通でしょう。それだけは、権利なのだから、認めないといけないと思います。いろいろな意味でね。回数制限もありますし、相手の制限もありますし、懲罰中にはできませんでしょう。何か、人間として、一番大切な基本的な原理だけは認めてやらないと、これは残虐な刑罰ではないでしょうか。例えば、自分たちが入ったときに、子どもが小さかったら心配ですよ。それが面会もできないとなつていっているのですから。旧明

治憲法下の監獄法ですから、面会者は親族だけなんてことになっていきますけれども、家制度の名残ですよね。それでは、今、どうなんだという、家庭が崩壊していて、面会の件数がない受刑者がかなりの数いるのです。それは、皆言っていますね。

成田 その人たちが、何を目標に、何を心の糧にして、辛
い日常生活を耐えるのかと思います。

—— 帰住地がない人が多いように聞きますね。

成田 保護会というのがある、一応、仮釈放の面倒をみるのでしょ。

—— 累犯で、前科の回数が多くて、出たり入ったりしているような者の場合、中で二級者にまでなつて、仮釈放の面接がかかっても、帰住先がなくて、それでは保護会の方で引き受けるかというと、保護会の方でも前科などを見て、この人は前科の回数が多いみたいというところで、蹴られてしまうというケースが多いということを聞きます。

成田 帰住先が駄目で、あつても遠方の方とかですよね。保護司さんとかもいるけれど、あつちもうまく機能してないですよ。まあ、いろいろなことがあります。私、

一番最初に、十八、九で入ったのが大阪刑務所なので。今でこそ二、〇〇〇ちょっとですけども、当時三、七〇〇いましたね。倉庫とかも舎房に使っていました。私が入るちょっと前までは、独居に二人いたりして、それくらい過剰拘禁だったのです。

—— それは、昭和三〇年代の前半くらいですか。

成田 昭和四二年です。何も知らない刑務官で、研修も受けていないうちに、勤務について、満期釈放の呼び出しに行つたのです。その満期釈放になつた人が、病舎にいたのです。もう七〇を過ぎたおじいさんで、私が呼びに行つたら、「おやじさん、ここに置いておいてくださいよ」と言うのです。ああいう人の保護関係はどうなっているのでしょうか。当時、まだ入つたばかりですから、その当直の人に言いましたよ。「刑務所に置いておけなかったら、福祉とか何かに連絡して引き取ってもらえないのですか」と。「そんなの国のやることだから、とにかく刑務所を出さなくてはならない」というのです。それが、すぐ後味の悪い思いがあるのです。明確に覚えていきますね。当時の四〇年代の前半というのは、戦後のどさくさで、関西方面が特にそうな

んですけれども、つまらないことで何十年とくらつて
いるのです。二〇年、二五年はざらでした。そういう人
たちが、反対に、私たちのような若い刑務官をかばつ
てくれたりするのは、その人たちと、いまだに文通
が続いている人もいるし、亡くなった人もいますけれ
ども。今の裁判でいけば、せいぜい窃盗ですよ。簡裁
で処理するような事件が、当時は強盜になつてしまつ
ていて。

—— 前科が多くて、身寄りが無い人間は、帰住先がない
ということ、仮釈放の対象外になつてしまふし、保
護会の方でもなかなか引き受けてくれないということ
を聞きます。懲役二、三年の刑だったら、出るときに
ポケットに二、三万のお金だけで放り出される。そう
すると、再犯するしかないということになるのではし
うね。

成田 捜査も、今、こんな状態でしょう。都市型の犯罪だ
とまず検挙できない。それで、検挙率を挙げるために
何をあげるかという、累犯ですよ。自転車に触つ
ただけで窃盗で、累犯加重がついて、二年、三年をう
たれて入ってくるのですから。そんなので、警察は検

挙率を挙げているのでしよう。

—— 今、刑務官の言論の自由がないというのも問題です。
刑務官だけではなくて、家裁の調査官なども、論文の
一つも書けないです。上司の許可なしには。

成田 確かに書けないですね。わたしも、そういう苦い経
験をたくさんしていますから。

—— 例えば、刑務官たちは仕事を終えた後、一杯飲み
行くというような場合でも、気楽に外へ飲みに行くこ
とはできないとか。人の話では、暴力団に何をやら
れるかわからないから、怖がつてできないとか、そうい
う気持ちの経験はありますか。

成田 実際に、そういうように暴行を受けたとか、そうい
う事実がありますよ。

—— 元刑務所にいた連中にですか。

成田 はい。

—— そういう点では、大変な仕事ですね。精神的にも。
成田 その方も厳しい方だったけれども、厳しいというの
は、管理者とか施設そのものが要求する厳しさで、個
人的ないじめとは違いますから、そういう厳しかった
ことを逆恨みして、個人攻撃するということになつて

いきますから。刑務官も、プライベートはかなり制限されますね。例えば、飲みに行くときも、やくざと絡みのある店の名簿を警察から手にいれてきて、その店は外すとか。

—— そままで気を遣うのですか。

成田 これは、さっきのお話につながるのですけれども、高校を卒業して、一八あたりで刑務官になりますね。やくざものなんかは、酸いも甘いもいろいろかみわけています。よく刑務所でおこる事例なのですが、不正連絡というのがあるのですよ。親族以外と外部交通できませんから、組の関係とかでどうしても連絡をとりたいときに、そういうった若い職員を抱き込むのです。そのため、職員に面識を持つとか、ちょっと小耳にはさんで取り入るとかするので。もう少し人に騙されないような刑務官がいれば、そういうこともないのでしょうけれども、数限りない事例があるものですから。

—— それは、人間社会ですから。私の友だちで、刑務所の分類課長がいたのだけれども、最後は暴力団がらみでクビになりました。刑務官の世界というのは、狭いというか、閉鎖的な世界のように思えます。だいたい、

刑務所という一つの会社のようなところに住んでいて、なかなか個人的に社会の中で自由になれないようなところがあるように思いますが。

成田 行動一つにしても、規制がかかりますからね。例えば、施設によっては、二時間以上外出するときは、行き先をちゃんと連絡するとか。よそに泊まるときは、事前に許可を得なさいとか。緊急の場合の連絡があるからでしょうけれども。

—— けれども、二時間以上の外出というのは、ちょっとしたら、二時間たつてしまいますね。

成田 世間一般の常識を持っていて、言いたいことを言う職員で、「課長、これちょっとおかしいですよ。もう少し何とかした方がいいのではないのでしょうか」という職員は、そういう時にやり玉にあげられて、「こいつ、届け出していないから懲戒だ」というようになるのです。刑務所の良くないところは、人事権も懲戒権も全部もっている奴は、天皇陛下と一緒にですから、言うことを聞かざるをえないのです。楯突いたら、クビにされないまでも、とんでもない不利益を被られて、その施設にいられないような状態になりますから、皆言う

ことを聞きますし。はみ出した者が仮りにあつたとしても、言葉が悪ければ、見せしめのように徹底的にやる場面もあるのでしょうか。そうすると、だんだん閉鎖的になっていって、上司の命令は聞かざるをえない状態になっていくのです。

—— 人間的にも矮小な人間になってしまふような気がしますね。

成田 今、どうなんですか。一般の公務員でも、国家公務員法に基づいて、宣誓というのはやっていますか。例えば、法務局とか、郵政省とかで。

—— それはないでしょう。

成田 採用のときに、所長の前で宣誓させられるのです。その中に、上司の命令には……というところがあるので。人事規則だと思えますが。

—— あるのですか。

成田 あるのです。今、大学出た人でも、法学部に行つたつて、勉強なんかしていないのだから、国家公務員法なんかろくに知らないでしょう。だから、いきなり入つて、官服着る前に、一番偉い所長の前立って、「宣誓。これこれこういうことに気をつけて、職務上の上司の

命令に絶対に服従します」という内容を読ませるわけですよ。そうすると、頭にそれを思ってしまったて、上司の命令は絶対になる。その錯覚のままで、ずっとくるのです。若い職員なんてほとんどそうでしょうね。

—— もう一つ異様に思うのは、刑務官は、受刑者に対して、「俺たちは、検察官の命令でおまへたちに命令しているのだ。検察官がバックにいるのだ」と言うらしいですが。確かに矯正局長は、検察官だから事実そうかもしれないけれども、こういうのはどこから伝わっているのでしょうか。

成田 その話は初めて聞きました。そこまで、言い切る者がいるのでしょうか。

—— こういうふうに言うそうです。「受刑者であるおまへが、刑務所を訴えても何をやってもいい。俺たちには、検事がついているのだから」というふうに。だから、これは、ある意味では言い当てているのですよ。矯正局長は検察官だから、刑務官には検察庁がついているというわけです。おもしろい発想ですよ。

成田 執行、指揮は検察官ですよ。そういう意味ではないでしょう。今のそういうことはあるでしょう。けれ

ども、検事の中でも立派な検事はいますから。

—— 検察官が法務省にいるのがおかしいのです。私は、法務省は検察庁支部だと野次つているのだけれども、おかしい話です。矯正協会まで検察官がのさばり出しているのでは。

成田 そのへんから潰さないといけません。というのも、よくエリートという言葉がありますよね。法務省には、いわゆる一種試験のエリートがいないのです。一種の合格者の上に、検事がいるのです。だから、この人たちは、言つては悪いけれども、落ちこぼれのエリートです。刑務所長も何十人となつていますけれども、この人たち、何のために大学で勉強して、何のために刑務官になったのだろうという人ばかりです。

—— せいぜい行つて管区長まででしょう。

成田 行つてそうですけれども、行政的な手腕が何もありません。自分が矯正に対してこういう夢があつて、それを実現したいのだという人は一人もいません。常に上を見て、自分の行き先を。検事の世界と同じですね。検察官も検事正とか、上の方になると、人事の話ばかりです。どこの誰が八月に定年だから、次は私がかかるか

とか、そういう話ばかりで。法務省のエリートも一緒ですよ。いくら頑張つても上に行けないのですから。

—— 刑務官は、辞めた後もOB会のようなものがあつて、だいぶんそのOB会のようなものに縛られてしまつて、いうことを聞いたことがあるのですが。

成田 縛られてはいませんが、何十年もその世界にいて、狭い世間でしよう、他の人と付き合えないのですよ。

—— 辞めた人間が、例えば、法学セミナーのようなものに、今の処遇問題の批判かなんか名前を入れて書いてりすると、今度、OB会へ行つたときに、村八分的な雰囲気があるとか。

成田 あるでしょうね。

—— 秘密保持の義務があるというけれども、法律の解釈では、個人的に知りえたプライバシーの問題、あるケースがこうだとかなんとかという職務上知りえたことを漏らしてはならないということで、弁護士守秘義務と同じです。一般論としていうことは、何も法に違反していいのです。

成田 例えば、この施設に誰が入つたかというような話は

いけないのだけれども、行政上のことだったら法に触れるわけではありません。中に入っている人たちの人権もそうですけれども、刑務官の人権も考えなくてはなりませんよ。

—— 刑務官の社会的地位が低いと思います。評価されていないと思います。評価されていないというよりも、評価されなくてもいいから、そこに生き甲斐を感じるような職場であることが一番大事なのです。経済的には一応生活は保障されているのだから。ところで、欧米などと比べると、刑務官の数がだいぶ少ないと思います。そのへんはどうなのですか。

成田 少ないと思います。公務員だって、よその農林省とかの職員をまわせばいいのです。

—— あるいは、女性の刑務官をどんどん探るとか。タイなんかですと、重警備の刑務所でも、女性の刑務官が働いているから。日本もそういうことをすればいいのですよ。

成田 すごくいいですよ。この間、城野医療刑務所の事件がありましたでしょう。暴行事件が。あれ、後でハッと気づいたのだけれども。同じ施設で、愛知県の岡崎の

医療刑務所があるのですが、ここも精神的な患者を入れていたのですが、そこは看護婦さんが二人、ところが、城野は看護士が二人。岡崎は病院ですよ、看護婦さんは女性ですから。城野は、男の看護士ですから精神病院ですよ。精神病院は暴行事件とかがありますから。宇都宮事件とか。

軍隊行進

—— 例の軍隊行進は十何年前はなかったですけど、あれが今はあるでしょ。

成田 あれは理由があるんですよ。ちょうど(昭和)五十年ちよつと前かな、今から大体二十年ぐらい前ですか。これは、いいこととか悪いこととかが結構あったんですけどね。ある一人の人が考えなされたんですよ。

—— 小田さんじゃないの、小田勉。

成田 それなりの理由はあるんですよ。というのはですね、刑務官の世界は今申しましたように、戦後どつと職員が入ったんですよ。ところが、その人たちがゴソツと辞めるんですよ。今から二十年前に始まりましたけれど

も、それから四、五年のうちに大きな新陳代謝の波がきて、ベテランの職員がゴツソリいなくなってしまう。たぶん、その人はそういうことで感じたんでしょね。いままでのような一人の、いわゆる個人プレーによつて何百人もの収容を平穩に維持することはできないだろうと。いずれ、二十代、三十代の若い人たちが何でも一緒に扱わなければいけない時代が来るだろうと。そしたら、誰がその仕事についても型にはまれるような体制におかなければいけないのかなと。そうして関西の方で始められたのですね。たしかにそれはそれで、ある一時期に大変な時期があったのです。例えば、昭和五二、三年頃ですけれども、前橋も千葉もみなそうですが、一年に二十人、三十人が定年で辞める時期があったんです、定年と勸奨とかですね。そのときに、本当に平均年齢がゴツソリ落ちたりして、それをやっていなかった所は、かなりガタつきましたね。ちゃんとやっていた、府中だとか、大阪だとかというのは、今までと同じように続きました。管理者としては、そういうふうなメリットというものはあったんですけれども。今はまた平均年齢が、僕らの年代ですか

ら、上がってきていますから、今はどうかなののはありますね。

—— 単なる管理部長が、施設に行くごとに変えていくような、そんな力がなぜあったんですか。

成田 結局、需要と供給のバランスではないでしょうけれども、何かいろいろなところで問題があったのでしょね。それをやったらうまくいったし、うまくいったと同時に、例えば、刑務所の中のいじめとか、あるんですよね。強い者が弱い者をいじめるとか、そういうものもなくなつたとかね。いろいろあったのではないですかね。

—— つまり、そういう軍隊行進が始まると同時に、臨見したらいかんとか、そういう点も厳しくなつたわけでしょうか。

成田 要するに、軍隊行進のよつなものをやるというのが、その発想なんです。雑談をさせたらいけない、雑談をさせたら喧嘩をするとか。作業中に無断で離席、席を離れて便所に行つて喧嘩をしたりしよつちゆうするわけですから、離席をさせない、話をさせない、少なくともこの二つさえきちつと押さえれば、そういう

殺傷事件はなくなるわけですよ。

—— たしかになくなっていきますね。だけど、軍隊行進で象徴されるように、全部がそういうふうに通一化されたいわけだな。

成田 行進をさせたというのは、話をさせない、それから無駄なトラブルを起こさないための一つの手段なんです。まあ、そこまで皆さん分析を今やっているかどうかは別なんですけれども。

雑談禁止

—— だから、今はそういう点では、異常なまでに脇見してはいけないと。

成田 そういう施設があると。

—— いや、ほとんどではないですか。

成田 随分、緩くなりましたよ。

—— え、緩くなった。そうかな。それはおかしい。どういうふうになくなったの。

成田 施設によつてですよ。

—— 法律は改正されたよね。交談の禁止ができるように

なつたでしょ。しかし、交談は仕事上の話であつて雑談でないのだと。雑談は許さないとなっているね。今、雑談なんて許す所ないでしょ。

成田 それはいいですね。作業時間中とかね。

—— 十年前から比べれば、緩くはなっていないでしょ。あなた最後はどこにいたんですか。

成田 広島の拘留所ですね。

—— 刑務所は。

成田 刑務所は、黒羽、甲府、長野です。

—— 甲府にしても長野にしても、そんなに緩くはないでしょ。

成田 でも、雑談したからといって懲罰したりはしていないかったですね。

—— だけど、ある受刑者は作業中にちよつと上を見たら、要するに作業中に刑務官と目があつたら、お前は作業怠慢だということで懲罰された。見ないといつたら、俺が見たというのにお前が見ないというのは何事だと処分を受けると、こういうことを聞いている。そういうことはめずらしいのですか。

成田 そういふのが百件あつて百件起こつているのかといつ

たら、百件あったら一件か二件ではないですか。ただこういうのは、僕らも実際に経験あるんですけれども、ある状態から目的のために動きまますよね。例えば、今まで比較的自由にさせていたやつを、雑談も禁止させて、そのときの一時期、ペースにのるまではかなり厳しくやります。脇見でも一回だとか二回ぐらいは注意ですんで、脇見一回だけですぐ懲罰ということは、ま
ずないですね。

—— 何回も繰り返したらやると——。

成田 やはり三回目だとか、同じ一日のうち一回、二回は口頭で注意されているとか、そういう常習者に対して厳しい。

—— 時計があつて、時計を見ただけで、お前は何を見たかと、そういうことも聞いている。

成田 いろいろ重なつていて、その人がにらまれていたのではないですか。それだけで懲罰だということは考えにくいと思いますね。普段の態度みたいなものだとかね。

—— 私は、ある刑務所に参観に行ったときに、作業中なんだけれども両手を合わせて全部壁に向かせて、われわれが通る間だけ。出たら作業にまたもどれと。これ

また異常なんだね。私は刑務官に、なぜこんなことをするのだと言つたら、いやいろいろな事情がありまして、それは作業中にもしわれわれをチラツと見たら、あとで懲罰になるから、それを防ぐために工場の責任者がそうしたのだと、あとからわかつた。こういうこともやっているんですよ。これは、現場の、あなた方の知らないこともあるんですよ。知っていましたか。

成田 これは知りませんでした。いつ、どこですか。

—— 去年、前橋刑務所です。そういう刑務所もあるんですよ。あなたは刑務所では、役職は何だったのですか。

成田 全部やっていました。所長以外は。

—— そうすると幹部でしょ。幹部の人も知らないことをやっているのではないかな、工場なんかでは。

成田 それはいいです。勝手なことはやれないです。そういうことで、例えば、人が来たときに壁に向かえと指示をしたと、それに対して指示に従わなかつたといえ
ば、決済にあがつてきますよね。そういうのは必ず状況を調べますし、所長の決済も受けますから、勝手なことはできない。だから、それはその施設全体で認められているということです。

—— 少なくともあなたが知らないということは、法務省の幹部なんかは知らないということでしょう。

成田 そうです。知らないですね。それはさつき話が出ましたけど、例えば何とかさんという幹部が、そういうことを好きな人がそれぞれの施設でやるということですよ。やれる人は、保安課長、管理部長、このへんの人ができるでしょうね。

—— さきほどでましたけど、小田さんという人はどのような人ですか。実は今まで五十人近くの受刑者と話をきて、そのうちの半分くらいの人から聞くんですね。私は小田さんが今のこのような厳しい処遇状態をつくったんじゃないかと思うんですよ。ただ、小田さんの場合は、管理部長と中堅クラスの刑務所の所長程度でしたね。なぜそのような大きな力があつたのでしょうか。

成田 やろうと思えば、課長でも何でもできるんです。課長でやろうとしたとすれば、例えば管理部長だとか所長が何も言わない人、自分の人事のことばかり考へているような人が上にいれば、課長でもできますよ。

—— ただ、小田さんという人は、どの刑務所へ行つても、

大体どの刑務所の処遇もそうとう厳しくして変えてきたということですね。例えば、府中・徳島・横浜だとか、どうしてそんなにすごい力があつたのかな。

成田 刑務官の仲間では偉人みたいな人ですね。

—— そうみたいです。会つたことはありませんか。

成田 はい。やはり今までの日本の刑務所には、こういう人が必要だつたのではないのでしょうか。こういう管理をするための、管理主義のために。いろんな功績もあるんですよ。昭和三十年代後半に、松山事件だとか広島事件だとかいうヤクザが監獄秩序をメチャクチャにした時がありましたね。例えば、松山事件なんか新聞に載ってますけど、ヤクザに職員が外からラーメンを買つてきて差し入れをしたとか、そういうような事件があつたのですけれど、小田さんという人は、確かその人がいた広島拘留所を、そういう状況から立ち直らせた人なんです。保安課長としてね。というか、立ち直らせるために送り込んだ人ですね。あの頃は、いわゆる広島事件といつて、今の共政会になっていますけど、その前でヤクザの抗争があつて、刑務所の官舎にまで棺桶が送り届けられたりといふときですから。

—— それで、何か小田さんは、もともと職業軍人で、相当厳しいというウワサを聞いたのですが。

成田 違うでしょう。あの人は同志社大学の英文科出ている人ですよ。

—— ああそうですか。あの人は暴力団なんかも相当憎んでいたとも聞きましたけど。それで、どこの刑務所へ行っても、刑務官の方もビビッてしまうということも聞きましたけどね。小田さんが来ると、刑務官の方も厳しい状態になってしまうということだね。

成田 やはり、厳しい人が来ると組織ですから、そういうことはあるのでしょう。

—— ある受刑者が言っていました、ちようど小田さんが、受刑者から頭を殴られた時期に府中に小田さんが来たそうです。そしてガラツと処遇状態が変わってしまった。それで、一番強く印象に残っているのは、受刑者の前で、現場の刑務官も平気で怒鳴るそうです。「お前何やっているのか」という感じでね。特に目をつけている現場の刑務官を怒鳴っている風景を何回か見たというんですよ。だから、刑務官にとってもあの人はきつい人なのかなという印象を持ったそうです。

成田 やっぱり、きつくするには、まず自分にきつく、そして同じ刑務官に厳しく、そして全体を厳しく、あの人はそうなんじゃないですか。

—— そうですね。府中刑務所が最後で辞めてしまったのですか。

成田 亡くなったんですよ、現職で。

—— 亡くなったんですか。事故か何かですか。

成田 いいえ、事故ではないです。まだ五八ぐらいでしたかね。

—— ですから、前から不思議に思っていたのは、小田さんという人になぜそれだけ大きな力があつたのか。今のそういった行刑の処遇状態を変えてきたということ、なぜそれだけの大きな力があつたかということ、前から不思議に思っていたのです。

成田 あれは組織の問題ですよ。やはり、厳然とした階級社会ですから。例えば、係長あたりでも自分の受け持ちの所で、こうしようと思えばできる、できますよ。そういうあたりがあるんでしょうかね。

—— 今府中刑務所に入っている人が二千人以上でしょう。成田 五百ぐらい職員がいて階級が八階級ありますから、

その中で課長なんていうと、何百人も部下がいます。それで、その人のいうことを疑いなく聞きます。

——ただ、府中に行つて、これも印象に残っているのですけれども、現場の刑務官の方も自分の上司に対して、「氣をつけ」という直立不動の姿勢で絶対服従に近いです。

成田 そうですよ。だから、本当に監獄改革をするなら、階級をなくさなければだめですよ。

——その階級は昔からあつたし、これは、受刑者が軍隊方式をやる前からやっているでしょう。これは日本の伝統的軍隊方式だよ。

成田 ただ、旧監獄法、今も監獄法ですけど、明治四三年の監獄法は矯正教育はうたっていないですよ。管理主義だけです。だから、管理主義の中では、そういう行動も必要だったのかもしれない。今は戦後の憲法の下ですから。

——刑務所で一番印象に残っているのは、現場の担当クラスの刑務官は、管区の課長とか部長だとかに、ほとんど何も自分の意見を言うことができないで、絶対服従ですね。まったく受刑者と同じで、「氣をつけ」で

直立不動で礼をしていきますね。それでやっぱり、現場の担当さんなんかも規則に絶対服従で、なかなか自分の意見なんかを言う機会はないんじゃないかなと思つたんですけど。そのへんはどうでしょうか。

成田 そういう行動ですから、きれいごとでは、上意下達だとか下意上達だとか横連絡だとかいう言葉はありませんけど、実態面ではまず会議もありませんから。

——会議もないんですか。そういった処遇問題の会議とか話し合いとか。

成田 第一線の職員を交えての常態的に行なう会議はありません。幹部の会議はあります。ただ常に一方的に上から下へと。

——上から下へ出すね。逆らうことはできませんよ。

成田 逆らえばそれこそ、国家公務員法を見ていただければわかるとおり、任命権者ですから人事面でも不利益を被りますね。

——やっぱりこれは難しいですね。今の裁判でも昔の特別権力関係というかな、それを基本にしているから、管理者は絶対的なんですよ。まあ、それはわかりますけど、ちよつと刑務官がやりすぎたと思われるのは、例え

ば刑務官会議でも、あれは懲罰会議ということですか。

成田 両方ありますね。進級会議もあれば……。

—— その懲罰会議でも、どういう事情で違反をしたのかということを聞く態度を持たないこと。どうも受刑者側から言いますと、事情を聞く、弁明するなんていうことはありえないということなんです。どうなんですか。

成田 懲罰会議の席上ではそうかもしれません。ただ、そこまでいくまでには調べますけれども。

—— 調べる。

成田 ただ、そのときも、言うことを聞いてもらえなかったからそう言ったのでしよう。たぶん。

—— 言えば、儀式としてはこうでした。起訴状朗読のために、こうこうこうでこうでしたと。議長は大体管理部長か何かですけどね、所長の命令を受けて議長をやる人なんですけど、「今のに間違いないか」「はいありません」これで終わりでしょう。それじゃ手続き踏んでない。

成田 いやそんなことはしてませんよ。

—— まあ今度の刑事施設法案でも同じですよ。もっとひ

どくなる。

成田 形式的ですからね。補佐人をつけるとか。現実には新しい法案に則って、内規もはずれていますから、はずれてもそういう話が出てくるということは、一緒ということなんです。うね。

—— 話が変わるけど、アメリカでは、受刑者はこういうことになったときには、電話をかけられる。オンブズマンという外の委員会に電話をかけて、そしてすぐに事情聴取に来る。そこまでやらなければ、刑務所内だけに任せるのでは、一方的ですよ。だから正木亮がいた頃は、「刑政」でも、刑務官が自由に発言する場があった。今はもう馬鹿馬鹿しくて読む気もしないじゃないですか。

成田 ちようど、どこから道が逸れたんです。そう、十年前というのは当たってますよ。何が十年前かというのと、刑務作業を第三セクターにした、あそこから道がずれました。僕は労働力の搾取だと思います。

—— そうだね。儲け主義だものね。

労働力の搾取

成田 あの仕事が社会に出て役立っているかという役立っていないですよ。少年院だとか、初犯の刑務所で職業訓練やっています。これは役立っていますよ。ちゃんと免許だとかをあげますから。こういう話があるんですよ。茨城農芸学園という茨城に少年院あるんですよ。そこはもともとちよつと知的に障害がある少年たちを百人集めて、その他に全国から、建築土木のコースをやっているんです。で、半年か一年かのコースがあって、大型特殊とか小型特殊の免許を取りに遠くから少年たちが何人も来るんです。で、その子が初めて大特の免許をもらったんです。そうしたら、ポロポロ泣いて先生に「ありがとうございます。これで僕、ビデオを借りられる」てね。

——身分証明ができるっていうことだね。

成田 それで、泣いて話してくれた。また、その子の父親も、建築関係の人だったのですけれども、今まで子どもとの接点がなかった。ところが、子どもが免許を取っ

てお父さんに対する尊敬の念が出てきて、親子の会話も出てきた。こういう事例があったんです。だから僕も、なるほどそうだなと、よくわかるんですけど。話をもどしますけど、じゃ、刑務作業がそれほど役に立っているのか。今、仕事を探すので一所懸命ですから。仕事というのは空洞化の時代ですから、刑務所の中の人には汚い仕事しかない。そうなれば金儲けでしょう。その第三セクターが材料買って家具でも作って売るとか、そういう仕事になりますでしょう。そうすると、矯正という崇高な目標はどこへいったのか。そういうことになりますよね。だから、十年前からちよつとずれたというのは、そのとおりだと思います。それで、キャピックにゆく人たちというのは、かつての所長とか管区長の人たちばかりです。

——ああ、辞めた後にね。

成田 OBということ、こっちは元の部下ですから、今の所長とかが昔の上司の言うことを聞かざるをえない。まあ、それをねらっているでしょうけど。だから、「刑政」とか、昔の矯正協会百年の歴史があって、刑務なんとかという、世界有数の団体だったのですけれど

も、十年ぐらい前に検事総長をもつてくるようになったんです。それからおかしいですね。安原が一番で、今は前田かな。それまでは検事は、あの世界にはいなかったです。

—— 実務家がやっていたのかな。

成田 そうです。正木先生とかね。

—— 福田とかもいたでしょう。

ボールペンの使用

—— 房内でボールペンの使用ができるようになったのは、何年くらい前ですか。

成田 昔からですよ。

—— 一九七三、四年くらいまでは、東京拘置所の場合には、筆記房というのがあって、訴訟の書面とか手紙だとかを書く場合も、房内でボールペンの使用が思うようにできなかつたので、願箋を出して担当刑務官の方に頼んで、筆記房の中に入って書いていたのです。東京拘置所にだいぶん公安事件の人が入って、処遇改善の運動をやって、居房の中でもボールペンが使えるよ

うになったのです。

成田 そのころは、ボールペンが特殊だったかもしれせん。自弁の品物の中で、筆記用具は鉛筆だったと思います。

—— 鉛筆もボールペンも筆記用具はいつさい使うことができなくて、小さい電話ボックスのような筆記房で書かなくてはならなかつた。それを公安事件の人が入って、処遇改善の運動をやって、居房の中でもボールペンが使えるようになったと聞いたのですが。

成田 そういうことはあるでしょうね。もともとおかしい部分ですから。

—— ということは、以前は未決の被告人であっても、居房の中でも自由に筆記用具も使えなかつたということですよ。

成田 三〇年代、四〇年代の前半までに、いわゆる監獄闘争にかかる裁判事件がすごく多くて、あれで一つ一つ改善されたのだけれども、そのあとはパツタリなくなつたのです。

—— 七〇年代前半ぐらいの監獄闘争は、すごく大きかつたですよ。

成田 社会的にも貧しい時代にやったものですから、迫力もあつたのでしょうか。

—— 受刑者は、所内のことについて手紙が書けないというのは、なぜだと思いますか。

成田 各施設の所長の権限の内容だと思います。例えば、どういうことでしょうか。

—— 飯がまずいとか。

成田 でも、そういうことは経験上書いてきませんよ。

—— 書いてきたら発送しないのです。

成田 書いてきたら発送しないでしょうね。

—— そういったことをした場合は、管区の方に呼んで、ここはまずいから消せというような指導は受けるようですよ。そのへんは、もう少し刑務所に自信があるのなら、オープンにすべきでしょう。

成田 家族に心配かけるなどという論理からかもしれません。

—— 面会だってそうでしょう。

成田 面会は行ってしまえば、それでいいですから。

—— 面会で話の内容でストップということ、ほとんどないでしょう。

成田 受刑者ですと、相手が親族・家族ですから。

—— ただ、あとあとマークされるということはあるのでしよう。あいつは面会の時に余計なことを喋ったということで。

成田 面会のストップだけは、取り返しがつきませんから。

外国人の処遇

—— 男性の外国人受刑者というのは、府中ですよ。府中刑務所が外国人受刑者が多くなったので、アジア人、特に韓国人とか中国人などは、府中以外の施設に収容されて、日本人と同じ処遇がされているということを知っていますか。

成田 外国人として処遇するのは、風俗、習慣、文化程度のあたりから、特別に外国人として処遇しなくてはならないという分類の根拠があるのです。食事、例えば、西洋人だとメン食とかパン食とか、そういうことについて規定があるのですけれども、今、外国人を入れてるところは、男は府中と大阪なのです、かつて二百人くらいの外国人が四、五百になつてきていますから。外人処遇は風俗・習慣ですから、食事の面だとか、白人

だとか、黒人だとか、ヨーロッパ人については、言葉がしゃべれなければ府中でしょう。でも、日本語もそこそこしゃべれて、食事とか宗教等に問題なくて、日本人と同じ処遇ができる人は、一般の刑務所です。だいたい言葉が堪能であるとか、日本で育っているとかが、堪能ではなくて、片言の日本語くらいで、日本には通算一年に満たないくらいしかいなかったような人でも、いろいろな刑務所に行っているようです。中国人や韓国人に限られているようですけれども。

成田 風俗・習慣なのでしょうが、入れ物がないからやむなくやっているのかもしれませんがね。

—— 府中に行った場合には、白人や欧米人と一緒に処遇を受けることができるのに、日本人と同じ施設に入ったことで、多少不利益を被るということはありますよね。

成田 不利益というか、食事の面ではそうですね。

—— 食事面と、あと休憩時間などをみても、日本人の受刑者よりも外国人の受刑者の方は長いです。

成田 あれは、集めるのでしょ。

—— 集めてやるのだけでも、いろいろな面で恵まれている面はあります。

成田 設備とか、書籍の面では十分でしょうね。

—— だから、単に韓国人とか中国人だということだけで、処遇上不利益を被っているように思うのですが。

成田 それで分類しているのではないと思います。ただし、これからは確実に、刑務所は変わらないといけないと思うのです。もうそういう状況でしょう。一割ぐらいの外国人が入っています。しかも、拘留所、留置場を含めると、かなりのパーセントになると思います。何かあったら、国際的なあれですよ。検挙の理由というのが、難民認定法違反でしょう。それだけですからね。それで、例えばこの間みたいに、管理にのってこなかった。のってこなかったから、殴ったか蹴ったか知らないけれども、証拠が残るようになったら、強制送還でしょう。やはり、平穩に管理されていて、例えば、参観者とか法務省のお偉いお役人さんたちが中を見たときに、脇目もふらずに、声もあげずに、一生懸命に作業している姿というのが、その施設が一番うまく運営されているという評価ですから。

—— これが異常なんです。外国人の目から見た場合には、みんな異常に見えるようですね。

領置物

—— 受刑者の領置物が多くなつてしまつと、各施設によつて、量的な制限があつて、領置物が多いということ、強制廃棄をおわせるような指導をかけるということ、を聞いたのですが。

成田 新しい法律にも、この制限は入っているのですけれども、これは問題です。

—— 例えば、車持つてきて、これを領置するというのは、これは無理でしょうけれども。現実、府中刑務所あたりでも、こういった籠みたいなもの二つか三つが基準となつていて、それ以上増やしてしまうと、管区の方呼んで指導を受けるといふのです。

成田 帰住先があつて、引取り手があるならば、なるべく荷物が少ない方が、行政サービスのいいです。

—— 帰住先がないという人もいますし。

成田 いわゆる財産権の侵害はしていいと思いません。入置物の問題とか、行政サービスの問題です。

—— 塀の中は、帰住先がない人が多いですよ。長期の

受刑者となれば、私物は刑務所に預かつてもらうしかないのです。二つ三つの籠の量では間に合わないという人もいますよ。

成田 強制廃棄はしていません。できませんよ。

—— ただ、だいぶん強く指導は受けるようですよ。

成田 指導はするかもしれませんが。

—— 十年とか無期だとかの長期の場合だと、相当本なんかもたまると思います。

成田 中には、職員に手をかけるためにわざとやる者もいます。領置物については、すごく問題なのです。移送の時なども大変なのです。それに、そういう人たちというのは、出るときに持ち帰らないで捨てていつてしまうのです。物に対する価値がそれほどあるかという時代でしょう。昔は、物に対する財産性がありましたけれども。

—— ただ、中に入っていると、普通の生活と違うから、つまらない物でも取っておきたいという気持ちがあつたようです。新しい刑事施設法案では、裁量権でできるようです。

成田 法律的に量で制限ができるようですよ。

—— 今は、できないでしょう。

成田 　ただ、こういうのは皆で協力し合うとうまくいくのです。皆で物を、持ち合わないと。国鉄なんかで、倉庫業者をやっているでしょう。委託業。ああいうところの範疇に可能ですよね。

私物の購入

—— 次の話題に行きましょう。私物の購入は、どこを介して行われていますか。本とか文具とか。刑務所内の売店で売っているようだけれども、利益はあげているのですか。

成田 　これは、いろいろあります。通常、矯正協会が物品については取扱です。

—— 矯正協会が独占しているのですか。

成田 　独占というか、窓口です。

—— シャツとかなんかも全部そうですね。

成田 　そうですね。そうしないと、検査ができませんから。例外的には、差し入れ屋と年間契約をして、東京拘置所のように入れているケースもあります。

—— 差し入れ屋の売店はこういう人がやっているのですか。刑務官のOBですか。

成田

　いいえ。今、東京拘置所と大阪拘置所くらいしか、差し入れ屋はないと思いますが、世襲のようなものです。昔からです。今、差し入れ屋さんほとんどありません。

　それから、矯正協会の話ですけれども、あそこは財団で、寄付行為という規則によって、収容者に対する物品の取扱と公に決まっています。税法上もそこチェックされていますし、考え方としては、便宜を図ってあげているということで、利益はほとんどないです。というのは、人を雇いますね、場所を借りますね、それから事務を執りますね、そういうことから、定価より高くは売っていませんから、キヨスクよりはいいのではないのでしょうか。独立採算できるかどうかです。職員も国の職員ではありません。

—— 刑務所では、今、お茶を出しているのでしょうか。

成田 　市販のお茶です。

—— その点は良くなったのですね。昔は、白湯とって。

成田 　それは三十年も四十年も前の話です。あの頃は、食

料費がなかったのです。食料費がなくて、一般の栄養も買えないのに、お茶は贅沢だったのですよ。今は、お茶、夏には麦茶です。

—— 性欲抑制効果のあるお茶だと、受刑者の間ではうわさになっていますが。

成田 それはいいです。そういうのお茶屋さんで売っているのですか。そういうのは、まったくありません。昔も今も。

—— 工場や作業の年間売上予定というノルマはありますか。

成田 ノルマはないけれども、目標はあるでしょうね。それを達成しなかったらどうのこうのというのはありません。別に稼がなくてはならないというわけではありませんから。

—— どういった営業活動をしているのですか。仕事をとるために。

成田 仕事をもらうための活動ですか。今、不景気ですから大変です。

—— 円高の時は、製造関係の仕事は減るのでしょうか。かなり。解約減産というのがこの数年すごいです。

作業の内容そのものが、どんどん量もすくなくなったし、内容も社会に出て更生に役立つようなものは少なくなっています。

—— 刑務所内の事件についてですが、こういった事件措置がされるのですか。

成田 どこでもそうでしょうけれども、消防警察職員というのがありますから、犯罪を認知したら、告発する義務があります。

—— 刑務所の中にいるのですね。

成田 います。重大な事件、例えば、殺人とか傷害とか。ふう喧嘩で傷したくらいでは大丈夫です。

—— 所内の事件というのは、出所者がマスコミの方に訴えて、もしくは内部告発などでわかるケースが多くて、当局側は、事件があったということを経間に知らせるようなことはないですよ。

成田 世間にはないです。

—— 刑務所の中で事件があっても、なかなか世間の人があるということはありません。

成田 刑事責任があれば、検察庁に立件します。世間には公表しません。

—— マスコミが施設に聞いても、教えないようです。

成田 人権上の問題でしょう。やはり、主体と客体があるわけですから。

—— 名前の公表さえなければ、人権の問題にならないと思います。

成田 例えば、どういう事件ですか。

—— 傷害事件とか、覚醒剤などを中で使ったとか。

成田 そういう重大な事件は新聞沙汰になることもあるでしょう。

—— あつても、刑務所から出てきた人間が、マスコミに持ち込むケースが多いようです。そういったことから、日本の刑務所は、秘密密行主義だといわれてしまうようなところがあるのです。

成田 大学自治の原則ではないけれども、みんな似たようなところがあるのではないのでしょうか。

—— 府中で菅区長が暴行を受けた時だって、なかなかわからなくて、事件の真相はわからなかったです。

成田 システム的にはうまくないということでしょうね。一般的なことですから、密行主義なのに、そういう事件を公表するわけがないのです。

—— 最近、京都や名古屋の刑務所の処遇がものすごく厳

しくなっているというのです。特に、京都あたりだと、刑務官による暴行事件が相次いだということを聞くです。

成田 あそこは、やくざの関係でしょう。結局、あそこは会津小鉄一家というやくざがいるのです。これが、やくざも暴力団対策法の関係で食えなくなってきています。それで、右翼にくつつきたいのです。右翼にくつつくと、右翼から金が流れるというのが真相らしいのです。長い間、本当に嫌な思いをしたのです。街宣車出して来るのですから。

—— 塀の中でも、やくざと右翼がくつついてしまつて。

成田 ああいう人たちがいるから、ちゃんとしている一般の受刑者の話も聞いてもらえなくなるのでしよう。

—— 最近、京都は厳しくて、一般の受刑者は参つてしまつていられるらしいです。全体にそういう状況がつけられてしまつて、刑務官も平気で暴行するみたいなことを言っている人もいました。関西の方が、暴力団が多いということ、処遇が厳しいのですか。

成田 土地柄もあるのではないですか。よく警察官の不幸

事件も多いでしょう。

—— それも暴力団との関係でしょう。

成田 やくざそのものの氣質が、関東やくざとむこうのは全然違いますから。

—— 受刑体験者に聞くと、北海道とか東北の方は、刑務官にまだ人情味があつていいというのだけれども、関西は厳しいと言います。

成田 言つていいかどうかわからないけれども、人間の構成が違つのです。北海道、東北、関東と関西は。人口の数字はわからないけれども、在日の朝鮮の方たちが二割くらいいらつしゃる。そのうちのやくざが八割くらいです。昔は、関西というところは中国人と朝鮮人の抗争が起こつて暴動が起きたりと、いろいろ根深い問題があるのです。いきさつがあるので。一時、山口組と柳川組の抗争があつたのですが、柳川組が在日朝鮮勢力で。根本的に、むこうのやくざの刑務所での受刑の務め方と、関東での務め方はまるつきり違います。関東はおとなしいです。その京都とかの關係は、出る杭はうたれるではないけれども、規律を維持しようと

思うと強く出ざるをえないのです。

—— 受刑者の中に在日の人は多いですか。

成田 全国的には少ないです。関西のB級施設については多いのです。関東はほとんどいません。

—— 府中あたりでも五パーセントくらいですかね。

成田 むこうでは、工場の中で喧嘩があると、それも金属工場だと、鉄板が飛びますから。何十人という集団の喧嘩が始まりますから。

—— B級施設に行きますと、知的障害者とか、識字のできない人が多いですよ。そういった印象がありませんか。

成田 字も書けない者はいます。

—— B級施設のランクの低い工場へ行くと、十分の一くらいが識字のできない人があるということです。だから、そういった層は、義務教育もろくに受けていないのでしよう。それで、若い頃から刑務所を出たり入ったりして、なかなか社会復帰できないのです。知的障害者、知恵遅れみたいな人です。

成田 中にはそういう人もいます。養護処遇的な集団の中には何人かいます。

—— ある程度、刑務所の中で目立つくらいの人数はいろいろです。

成田 そういふ人たちに刑事責任を問う能力があるのかということですが。入れ物としては、入ってきてしまえば、こっちは処遇しなくてはならないし。

—— そういふた人の場合は、出て受皿がないから、また戻るしかなくて、そうすると、刑務所が福祉施設化してしまふわけです。ところで、アメリカのヒューマン・ウォッチングのレポート、報告が出ましたけれども、あなたはどう思いましたか。

成田 あれを基に勉強会をしなくてはいけないと思つています。

医療問題

—— あと、カウンセリングが行われていないということ、すべての体験者が言います。カウンセリングどころか、医療の医者だっていないでしょう。物理的な意味での。例えば、府中では、自分の金さえ払えば、入れ歯でも何でも、金を入れてくれて、金齒の人がいっぱい

いるらしいけれども。ところが、地方では、そんな医者がいないから、歯を抜くだけだという話ですが。

成田 歯科治療というのは、新しい法律でもあれでしょう。保険がきかなくて自費です。咀嚼にたえないものという表現です。噛めない人が官費でみてやる、それ以外は、自費だということです。そういうところで、改正の仕事をしているのだから、昔の法制が一つも変わっていないことです。

—— 医療保険が適用にならないというのは、どういふことですか。刑務所に入ってしまったからですか。

成田 法律にあるのです。国民健康保険法に。それが準用されています。保険給付の制限に、監獄に拘禁されたときとありますから。

—— 年金の場合は、在監証明のようなものを持つていけば、ある程度支払いだけは免除されるのですよ。今、やはり高齢の受刑者は増えていきますか。

成田 それはそうですね。私は、昭和二二年生まれで、戦後派ですけども、これがそのままきています。私が入った頃は、Y B といつて、二六歳未満がものすごく多かつたのですが、今はほとんどいませんから。少年

刑務所なんていう名前があっても、少年なんて一、二人しかいません。平均年齢四五、六歳です。一般の受刑者が入っていますから。分類処遇そのものも見直さなくてはならないし、刑務作業にしてもそうですよ。長谷川平蔵の人足寄場の時代から変わっていないのですから。

——ただ、私は賃金制を主張しているけれども、アメリカの賃金制は名目は賃金制だけれども、一日二ドルとか三ドルといった状態なのです。だから、日本は名前だけ変えたって、中身が変わらなければ仕方がないのです。食事代だの何だの差し引いて、たいした仕事をしないといふ収入がなくなるわけですから。

成田 それは、刑務所の民営化の理論に近いのですか。

——民営化の理論とは別です。民営化の理論というのは、民間がやった方が経費が少なくて済むというものです。

成田 日本でも、人権が守られるということで、国にしたいのですよね。

——何にしても、今の賃金はおかしいのです。月に一万円位は出さないと。

成田 あれだけ働いていますからね。日本は仕事っぷりが

違います。

——日本の一部上場の一流企業の下請けのような製品を作っています。この間、手紙を渡しましたよね。私自身元引受人になっている無期囚が、岐阜刑務所にいるのですけれども、豊田の自動車の部品を作っているらしいです。五〇代後半なので、かなり作業がきついといふことを手紙に書いてきました。

成田 下請けの下請けくらいでしょう。そういった労務の提供をして、会社からお金をもらうのは、時給で七、八〇〇円とっているのではないですか。昔は全部国に歳入で入りましたが、今は矯正協会がからんで全部そこへ入るのです。

——実際に、受刑者のところに入っているのは、五円とか一〇円とかそんな額でしょう。「刑政」あたりは、今年いくらかもつかったといふ数字を出しているのだから。

成田 あれは、そもそも財政再建の行革なのです。現材料費として四〇億円が刑務所についていたのですが、法務省がそれを要求減して、その代わりに財団法人でやりますから、補助金を出して下さい、それを回転させますからといって、一〇億くらい補助金をもらって五

年くらいスタートして、それで、今は充実したのです。国の予算四〇億円だと、出しっぱなし、入れっぱなしですから、それしか使えないけれども、一〇億を四回転させると四〇億になるでしょう。結局は、国の施設と受刑者を使って、労働力と金銭を搾取しているだけです。科学技術会館あたりで、展示即売会をやっていますけれども、国の職員が国の賃金で事業部の品物を売っているのだから、あれもどうかと思います。設立の時に、各方面から人を入れたのです。大蔵省、会計検査院とか、そういう人たちがまだいるのです。だから、目をつぶっているのでしょうか。もう少し時代が変われば、メスを入れないといけないでしょうけれども。例えば、財団法人矯正協会事業部の方で、もっと職業訓練に対して、受刑者に経費を出してあげるとか、通信教育もみてやるとか、そういう行政的なことでもやれば、皆納得するでしょう。

—— 今、B級の場合には、ほとんど職業訓練が行われていないようですけれども、どうですか。長野などでも、ほとんど行われていないようなことを伺ったのですが。

成田 職業訓練は、予算的にも縛りがあるのです。今、ちよっ

と資料がないけれども、全国で何百人やっていたらいいところではないでしょうか。全国何万人の受刑者の中で。例えば、長野だと、ポイラーだけでしょ。前期・後期で一〇名ずつとしても二〇名ですよ。残刑期がいくらあつて、ある程度知能があつて、本人の希望とかに絞りをかけると、該当する者がその施設にはいないのです。いても一人か二人で、それでよそから集めてくるのです。A級だと、川越や山口でもやっていますけれども。

—— 黒羽も少ないという話を聞きました。黒羽自体では、職業訓練はそれほど行われていないように聞きました。

成田 黒羽刑務所も、本所に千人くらい入っています。喜連川の支所で建築の職業訓練をしています。あそこも全国から集めて、五〇人くらいの規模です。

—— あそこは塀のない刑務所ということですね。

成田 ああいうところはいいでしょうね。外部交通を除いて。ああいう施設に勤めている刑務官と、東京拘置所だとか府中刑務所なんか勤めている刑務官とは、刑務官の資格は同じですが、誇りとかその意識は違うでしょうね。ああいうところは、矯正職員だとい

気持ちになつてゐるでしょう。生き甲斐というか。人間の繋がり以外に何もないのですから。塀も何もないのですから。フェンスも。個人的な信頼関係がないことには確保できませんから。

—— 入る人も相当限定はされますよね。初犯で、家族関係がしっかりしてゐてどうか。そういった塀のないような刑務所は、全国でいくつあるのですか。

成田 限られています。作業場というのでは、けっこうあります。北海道に二、三ありますし、歴史の古いのは、大井造船作業所です。大井は、四国の松山です。

訓令・通達

—— 拘留所は、どこで勤めましたか。

成田 広島でした。

—— 何年くらいですか。

成田 短かったです。一年でした。

—— 広島というと死刑場がありますね。一年の間に、処刑にまわされるのではないかという気持ちはありませんか。

成田 来るかもしれないという気持ちはありました。ただ、確定してまだ二年でしたから、まずないだろうなと思つていました。だいたい確定してから、八年とか一〇年くらいでしょう。

—— 刑務官の死刑観のようなのは、どうでしょうか。成田 内心の自由もないですから発言できません。いやですよ。

—— 仲間うちで、議論するようなこともないのですか。

成田 タブーです。あわよくば、自分にまわつてこなければいいというくらいのものではないのでしょうか。

—— 刑務官をやつていて、通達なんかは、その都度手に入るのですか。赤六法というのがありますよね。あれは、みな持っているのでしょうか。

成田 全員もっています。

—— あれは、毎年変わるわけですか。

成田 追録が年に何回か出ます。

—— ということは、一〇年も経てば、さうとう内容が変わるのでしょうか。

成田 そうですね。追録代が高いのです。原本が五、六千円で、追録代が一回につき千円ですから。

—— ひも式になっているのですか。

成田 ひも式です。あれ以外にも、何倍も通達は来ています。あれは、何年か前に裁判で争って、一応お墨付きがついたような内容のものが載るだけで、新しいいろいろな指示命令というものは、あそこの本には入りません。

—— そういう新しい赤本に入らないものというものは。

成田 内部資料だけです。

—— 内部資料で、全員に配るわけですか。

成田 全員には配りません。例えば、通達ですと、矯正局長名で施設長宛に来ます。幹部は見ますし、写しもあります。部下には、口頭で、場合によっては部分的にコピーを渡すなりして指導しますけれども。

—— 所内心得というのは、全国的にほとんど同じで、あまり変わっていませんか。

成田 受刑者の心得ですか。施設施設によって多少違いますが、基本的なところは同じでしょう。遵守事項は。

—— 通達なんかは、きちっと所長のところにおさまっているわけですね。

成田 担当の係は庶務課です。

—— 矯正法規集というのがありますね。あれよりは、もっと細くなるのですか。通達は、法規集の中に入っているのですか。

成田 入らないです。一年分でこれくらいありますから。この中には、訓令があり、通達があり、その下の指示なんかもありますけれども、法務省から来る文書でこれくらい、矯正管区のプロックから来るのがこれくらいありますから。B4を二つ折りにしたので、だいたい五〇センチくらいです。

—— 刑事施設法案は事実上頓挫しているけれども、事実上は、通達でやっているのでしょうか。

成田 刑事施設法案の絡みのところは、訓令が出ています。今出た懲罰規定なんかもそうです。訓令をばたばた出したのは、天皇陛下が亡くなったちよつどあの頃です。即、通つた後でも、移行できるようなので。

—— そういうものをわれわれが手に入らないようにしておいて、研究者は何も知らないと言つたって、これは仕方がないもの。われわれは、今、矯正法規集すら手に入らないのです。執行編・処遇編とあって、昔は手に入ったのですが、今は駄目です。矯正協会にいる幹

部に頼んで、台本を持っていきますから、差し替えさせてくれといつてもこれだけは駄目というのです。

成田 矯正法規集でしたら、追録は年に一回くらいでしょう。肝心なところは全部変わっていますけれども。

—— 赤六法というのは、全部番号がついていて、辞めるときに全部置いてくるのでしょうか。

成田 私、持っていますよ。先生は、いろいろなことを書いていらっしゃるから。

—— 駄目ですよ。お恥ずかしい。実務をしらないから。最近、いろいろな受刑者から話を聞いて、やつといろいろなことがわかってきました。それまでは何もわかっていませんでしたから。

仮釈放

—— ある受刑者の話を聞いたら、入所の時のオリエンテーションで、「おまえたちは悪いことをして入ってきたのだから、ここへ入ったら職員に絶対服従だ。言うことをきけ。職員が黒を白ととっても、それはあくまでも白だ」というようなことを言われたというのです。「お

まえたち、この中で初めての人間はいるか。いないだろう。何度も来ているのだから良くわかつているのだろう。ここへ来た以上は、刑務官の言うことを聞け。文句を言うことは許さん」ということを言われているというのです。刑務官として、どう思いますか。

成田 流れからいきますと、拘留所で刑が確定しますと、分類規程というのがあります、それによってこの施設に入れるかというガイドラインになっていまして、機械的に決まります。例えば、東京拘留所で刑が確定しますと、そこで簡単な分類調査をします。その調査の目的というのは、更生の意欲があるかどうか、やくざものであるかどうか、やくざであつても離脱の意思があるかどうかとか、そういうことを個人面接をしながら調査をして、AとかBとかの分類をします。それで、Aは川越、静岡、黒羽とかの施設というように振り分けれます。入所が終わりますと、これは、だいたい月曜日から金曜日の間に入ってきますが、そこで一週間から一〇日、新入教育をやります。これは、集団的な取扱い、集団処遇です。この時点において、初めての専門の分類です。技官がいるとここで、あとは教育の職

員その他で、本人の資質の調査をします。調査の方法には、科学的な、例えば知能指数の検査そのものをやる反面、所内の生活に慣れさせるための訓練もやりま
す。訓練というのは、運動もかねて、毎日三〇分から一時間くらいやります。点検の受け方だとか、お風呂の入り方だとかを含めてやることになっていきます。さらに、ほとんど懲役ですから、刑務作業はその新入の時から、簡単な作業をさせます。その作業の合間に、調査をしたり訓練をしたりということになっています。新入教育というカリキュラムも組んでいまして、おおむね一週間くらいの学科といいますが、各担当課長をキャップとした、講話形式の研修といいますが、所内生活の関する指導法なのです。通常、これは内規で決めているのですけれども、所内講話、処遇部長の講話、各課長です。例えば、庶務課長ですと刑期の計算だとか、外国人登録の話だとかです。会計課長ですと、領置の話が主ですが、あと自弁品の購入のことです。用度課長ですと、食料の話とか、福利厚生関係の話です。分類については、パロール、いわゆる仮釈放の話とか、累進の話、教育についてですと、図書のこととか、レ

クリエーションについてです。さっきおっしゃった規律を守りなさいという話は、たぶん公安課の警備隊の課長とかそのクラスの話だと思えます。そういうことを早い者で入所して一週間、通常一〇日から二週間くらいです。それが終わりますと、各工場に配役します。例えば、一から一〇まで工場がありますと、同じやぐざものがないか、抗争相手がいないかなど派閥関係もみたり、本人の適性をみて能力とかがありますから危険作業ができるかどうかを判定しながら、最終的な職種につけます。原則的には、これで釈放までいきます。各工場に配役されますと、施設の構造にもよりますけれども、昼間は工場、夜間は居室、居室も雑居が多いかもしれません。夜間独居という制度については、房が不足しているはずですが、かなり充足されているのが黒羽刑務所です。黒羽においても独居の数は約七割で、残りの三割は雑居ということで、最初のうちはほとんど雑居です。その中で、期間の経過とともに、累進処遇令によって、上位の階級に行くと、例えば、二級者以上は夜間独居にしてやろうとか内規でなっているとそうなります。通常は、こういう経過をしながら、三

級、二級と累進するに従って、仮釈放が可能な状況にまでいくのです。そこで、パロールの上申ということになって、観察官の予備面接があって、委員の面接があって、仮釈放の決定、釈放ということになります。引受がなかったり、その他の事情で、パロールにからなかった者は、満期釈放になるわけです。規律違反とか、懲罰とか、そういった事故がなかったら、入所してから最初に配属された工場で釈放まで仕事することになります。

—— 禁錮刑受刑者でも、作業に出るのだけでも、禁錮刑受刑者には累進を適用していいですよ。何で階級を上げているのですか。

禁錮刑の階級

成田 準用はしていません。していませんというのは、これは請願作業ですから、作業をしたいという者にだけ作業をさせているのだけれども、懲役受刑者と格差があつてはいけなくて、それなりに優遇措置というか、何

級集会とかに出てお菓子を食べたりとか、そちらの面から公平感を確保するために、累進と似た準用的な取り扱いをしています。

—— 同じ禁錮でも、階級を分けるわけですか。

成田 取扱いだけ一緒です。前期とか後期とか。考え方は累進と同じです。改悛の情ということから、逐次処遇が緩和されていくという段階処遇の考え方はあります。呼び方は、四級とか、三級とかは言っていません。前期、後期です。

—— 例えば、五年の禁錮にいた場合は、初めは前期だとか。

成田 それは、各施設のやり方だと思います。法令にはありません。

—— 刑務所長の判断でやっているのですか。全国的に、どの刑務所でもやっているのですか。

成田 禁錮の数というのは、きわめて少ないから、通常の施設にはいません。未決で禁錮で言渡しされますと、それぞれ集禁施設があるのです。東京管内ですと、市原が禁錮のA級の集禁施設です。禁錮のBは長野ですが、ほとんどいません。市原の交通刑務所でも、一割はいないでしょう。

—— 少ないけれども、前期・後期とか段階はあるので
すね。

成田 前期、後期か、それとも段階はいくつあるか知りませんけれども、段階的に社会性を付与するという処遇はやってゐるはずですよ。

—— 禁錮刑受刑者でも「入ってきたら懲役と同じだ。仕事しろ」と言われるというのですが、そういうことで仕事をしているのか、あるいは退屈だから請願作業をしているのか、どっちが本当ですか。

成田 最初のが良くわからないのですが、それはどこの施設でのことですか。

—— 施設は忘れませんでした。禁錮だからといって、仕事をしなければいけないと言うのだそうですね。

成田 一般的には、仕事をしていない禁錮が特殊です。経験上いますけれども、オウム真理教の信者で、私は勉強しますといつて、作業をしなかったのかもしれませんが、私
が知つてゐる例ではそれだけです。仕事しないと、収容
状況に限られるでしょう。昼間雑居はないのです。集団
処遇はできないのです。

—— だから、強制的に仕事をさせられるのですね。

成田 強制的ではなくて、請願作業です。

—— 作業をしないと、演芸会などの行事には出ることが
できませんか。

成田 問題ないと思います。個々の判定ではないでしょう
か。出せない状況にある者、例えば懲罰中とか病気だ
とか、それ以外は出していると思います。

—— 私は、禁錮と懲役を分けることを反対しているの
です。単一化すべきだと思います。刑法の問題ですが、
監獄法の改正でできる問題だから。「マルキン」、「マ
ルビ」といったような内部だけの分類はないのですか。
好訴狂とか。

成田 そういふのはありません。例えば、大きな事故につ
ながる者、自殺であるとか、逃走とか、そういう者につ
いては、注意を促すうへの表示はすることはありま
す。やくざであつたら「マルボウ」とか、公安であつ
たら「マルコウ」とか。ただ、それは、施設の処遇上、
警備上のやり方だと思ひます。分類としてはそういう
制度はありません。

—— 制度はなくても、そういったことがおこなわれてい
る可能性が、施設によつてはありますか。

成田 うまく管理する目的からすれば、当然あるでしょう。

—— お金のない人は雑居房に入れないで、原則的に雑居房に入れるらしいですね。雑居はお金を使うから。

成田 強い者と弱い者の立場がありますからね。

—— だから「マルビ」のような感じで分けるそうです。それで、その「マルビ」の者は雑居に入れられると聞いています。処遇に不満の者をM級に送るということはあるのですか。好訴訟の者とか。

成田 集団処遇をやっていますから、施設を管理するうえで、その中につてこない人たちには注意の表示はあります。暴行を常にするだとか、逃走するだとか、自殺のおそれありとか、それと同時に訴えを頻繁に起こすとか。それをM級というのは、頭がおかしいということですか。

—— 好訴訟というレッテルを貼られて、医療刑務所へ送られたという話を聞いたことがあるのですが。

成田 通常は、それが理由ではないと思います。

—— 集団処遇になじまないことがあったのでしょうかね。

成田 訴えはするでしょうけれども、違ふところで明らかに精神的疾患が見られたということでしょう。訴えが

好きな方に対しては、そういうことはできませんよ。反対にやられてしまいます。

—— 訴訟を起こすというのは、例外中の例外だから、仮釈放の対象外になってしまふのですか。

成田 要するに、それをするから、しないからではないとは思っています。改善の意思があるかないかです。

—— 理屈はそうでしょうけれども。

成田 その処遇にのつかってこないということは、改善の意思がないということになるのです。

—— それはのせるべきではないでしょう。

成田 事情によりけりです。例えば、訴訟でもいろいろなものがあるのです。情願でも、訴えが好きな人というのは、毎日一つ二つあげてきますから、例えば、隣の奴よりメザシが小さいとか、そういうことも対象にしているのですから。

—— 仮にそれで告訴するとしても、そんなことで告訴できるのですか。

成田 やらせますよ。それと仮釈放とはまるつきり別の時点の問題ではないでしょうか。

—— 仮釈放は、受け入れ体制とか、再犯の危険制とかの

問題で、所内の扱いが困難だからということとは関係ないはずで、ところで、公安関係の初犯の場合は、B級に行っているケースが多いようですが、どうでしょうか。

成田 A級、B級というのは、改善の意思の度合いなので、初犯か累犯かは関係ないのです。やくざもので改善の意思がなければ初犯でもBです。言い方が悪いのですけれども、やくざ、公安、宗教関係の人というのは確信的ですから、改善の意思がないと判断されるのです。あくまでも、一番最初の割り振りの時の関係です。

—— 公安の受刑者の方が、社会復帰する確率は百パーセントに近いのに、ところが、公安の受刑者はだいたいB級へ行つて、仮釈放もないケースが多いのです。

成田 なぜないのですか。

—— けっこう真面目に作業はやっているのですし、帰任先もきちんとあるのに。

成田 それは、更生保護の委員会の問題でしよう。

—— 刑務所側が、仮釈放の申請をしなければ、委員会ではどうしようもないのですから。

成田 「犯罪者予防更生法」自体は、どういう法律なので、すか。

—— 精神は恩恵です。権利ではないのですよ。

成田 刑務官としては、仮釈放をやりたいのです。でも、もらえないのです。

—— どのへんで判断するのですか。

成田 制度的ではないのでしょうか。

—— 分類のあたりで判断か何かするのですか。

成田 こちらは上申します。分類は窓口ですけれども、その判断は、いっさいありませんから。ほとんど事務的ですから。

—— 所長か何かが出すのですよね。

成田 だから、今、事務的と言ったのは、規律違反をたくさん犯して、累進で四級というような人は除外されまされけれども、三級以上である程度の期間がきたら、それで執行率がAだと六割、Bだと八割くらいの時点で引受がいれば上申は出します。